令和７年１月

【ウォーターサーバーの勧誘トラブルにご注意！】

【相　談】

ショッピングモールでウオーターサーバーの勧誘を受けた。すでに他社と契約しているので断ったが、「今より安くなるから」と強引に店内に引き込まれた。「月々の支払いは３千円、５年間使えば、お客さまのものになる」と、長時間にわたって説明され、確かに今より安くなることが分かったので契約した。１年後、フィルター交換が面倒で解約を申し出ると、レンタル契約だと思っていたのに、購入したことになっており、残金１５万円を一括で支払うよう要求された。納得できない。

【アドバイス】

ここ数年、全国の消費生活センターに寄せられるウオーターサーバーに関する相談が増えています。特にショッピングセンターやイベントスペースで勧誘されて契約した際のトラブルが目立ちます。

「解約を申し出ると、勧誘時に説明がなかった違約金を要求された」「レンタル契約を結んだと思っていたが、売買契約となっていた」などといった事例が見られます。

トラブルを避けるには、契約前に、そもそも本当に必要な契約か価格や機能などを比較検討すること、レンタルか売買契約か、解約時の条件など契約内容について十分に確認することが大切です。不要な勧誘であればきっぱりと断りましょう。

また、強引に契約を迫ったり、契約を急がせたりする事業者には注意しましょう。

「長時間にわたる勧誘で、帰りたくても帰してもらえず困惑して契約した」「あたかもレンタル契約であるような説明により売買契約と認識せずに契約した」など、事業者側の勧誘に問題があれば、契約を取り消すことができる場合があります。すぐに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

**消費者ホットライン　　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。**